

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月16日(月)
午後1時～午後1時28分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 千葉栄幸 副委員長 鈴木英信
委員 今野慎介 委員 笹森波
委員 板橋美保 委員 菅原和子
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 小松政博
出席をした 建設部長 村上諭
者の職氏名 建設部次長兼
都市開発課長 渡邊文彦
商工観光課長 守正樹
都市計画課長 佐山昭徳
生活経済部企画員兼
商工観光課長補佐兼 草野学
企業誘致係長
都市計画課長補佐 高橋誠
都市開発課長補佐兼 奈良厚
都市街地まちづくり係長
商工観光課主幹兼 工藤旭子
観光振興係長
都市計画課技術主幹兼
都市計画係長 吉田竜平
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
主幹兼議事調査係長 若林潤
主 事 長谷川和紀

7 付議事件

- (1) 議案第58号 名取市サイクルスポーツセンター条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第59号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第60号 土地の売払いについて
- (4) 議案第61号 土地の売払いについて
- (5) 市道元木上余田線の道路拡幅に関する陳情第2号 情

午後1時 開会

○委員長（千葉栄幸） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第58号 名取市サイクルスポーツセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。今野慎介委員。

○委員（今野慎介） もう少し細かく聞きたかったものがありまして、議案第58号資料その2に、現行と改正後のものが載っています。現行の備考の欄の1、2、3のところから、改正後は1のところしか備考が載っていないことについて、2と3、特に3では、宿泊使用料には、入浴料、食事代及び夕食、入場料及び自転車施設内使用料を含むということが改正後では抜けています。これは改正後の金額は食事代も含まない金額の上限という捉え方でよろしいかどうかお伺いします。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 今委員おっしゃったとおり、こちらの上限額については、食事代を抜いた部分で入浴料、入場料、自転車の施設内の使用料を含めた形での上限額になっております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 宿泊料のところ、こちら料金設定をされていると思うのですが、繁忙期のところで上限額を設定されているのかなと思うので

すが、近辺の宿泊施設の相場というのはどのぐらいになっているのかどうかは研究されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 近隣の宿泊施設については、こちらもいろいろ調べてはおります。例えば近隣のビジネスホテルであれば、朝食付の価格設定だと、リーズナブルなものに関していえば1万円を切るような形のもあれば、大体1万3,000円から1万4,000円ぐらいで料金設定されているところもあるようです。

また、サイクルスポーツセンターのように沿岸エリアで温泉の宿泊施設でいうと、例えば、これは食事付にはなるのですけれども、土曜日の利用で、こちらも大体1万4,000円から1万9,000円ぐらいの料金設定が多いようでした。

また、素泊まりになりますけれども、価格設定が高いところでいうと1万7,000円台を1人の料金で設定されているところもありまして、サービスの内容であったり、お部屋のグレードなどにもよっていろいろ設定額が変わっているようなところは捉えております。

○委員長（千葉栄幸） 笹森 波委員。

○委員（笹森 波） いろいろな近辺のホテルの料金設定があるのだなというふうにも思いました。

また、閑散期のところで現行では2人部屋で一般が9,200円とリーズナブルな料金設定にはなっていると思うのですけれども、改正後も閑散期のところはやはり今設定されている9,200円より下がる可能性があるのかということと、あとは早割なども取り入れていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） その辺の料金設定については、我々とすればまずは上限額を定めるということになりますので、その後の料金の詳しい設定については、次の指定管理者の判断で、閑散期についてはおっしゃったように現行より安く設定する場合もあると思います。また、早割というのも指定管理者の考え方次第ではあり得るのかなと思っておりますけれども、今の段階でこちらから何か言うということにはできないかなと思っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 議案第58号資料その1の第12条第2項で伺います。指定管理者に上限額を任せるとのことかと思えますけれども、事前に料金を設定した場合、何か月前までに市長の承認が必要なのかについて伺いたいと思えます。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） いつまでにとというのはこれからという形になりますけれども、あまり事前に、期間を前もって承認してしまいますと、臨機応変にとというのはなかなか難しいのかなど。タイムリーにできないのかなどというところもあるので、そこは、今後ほかの利用料金制度を実施されております自治体なり施設の管理者などにいろいろアドバイスをいただきながら決めていきたいと思っております。

○委員長（千葉栄幸） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） そうしますと、承認をいただいたら、もうそれ以降は変えられないということではなくて、今御答弁いただいたように、タイムリーで、ケース・バイ・ケースでという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 基本的にはその辺は柔軟に対応するための利用料金制度だとは思っておりますけれども、頻繁にころころ変わるのもいかななものかと思えますので、その辺をもう少し近隣を勉強させていただいて決めたいと思っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） この利用料金制に移行するに当たって、今いろいろ各委員から質問があったことに少し関連するところもありますが、旅館というか宿泊所というのは、いわゆる宿泊料金の高い安いだけで人気というのはなかなか難しく、要件があると思えます。まず、施設の魅力、それから料理、サービス、あとはロケーション。これらが最大の4項目として挙げられると思うのですが、動かさないものもあります。

この中で、施設、サービス、料理、これは結構工夫のしどころだというふうに思います。この辺でどのぐらい委託業者に考える余地があるのか、あるいはそれをバックアップするということにどういう議論をされたのかと思うのです。

けれども、お風呂一つ取っても、このほうがよかったとか、こうあるべきだったとか、魅力についてはいろいろあると思います。このように意見交換などをされて、今回の移行についてちゃんとリサーチをして、その改善点とかそういったものが把握された上で今後についての方針が決まっているのか、そのあたりを伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 詳細に、その辺をこうしたほうがいい、施設をこう変えたほうがいいといった意見はもらってはいないのですが、ただ、ポテンシャルは非常にありますよと。当然、仙台近郊、すぐ隣であり、ロケーションや、アクセス面にも優れている場所でもあるので、ポテンシャルは非常にありますよというような意見をいただいております。その辺のアイデアについては、これから公募をかけて、提案書の中でいろいろ、1者なのか2者なのか分かりませんが、競い合っていた上で判断することかなと思いますので、今のところ詳細には詰めておりません。とにかく、お話をいただいた企業にはポテンシャルは十分だという意見はいただいているところです。

○委員長（千葉栄幸） 鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） もちろん、ここの施設管理を受けたいというところに関しては期待して来ると思うのですが、やはり今の段階でここまでやってきて、よかった、もっとこうするべきだ、こうあってほしいというのは業者から意見がいろいろ出ているのではないかと思います。そのあたりを今後聞いて拾った上で、それを反映するスキームがあるのかどうか、聞く耳があるのかどうか、そのあたりを伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 今の使用料の制度において、指定管理者については、本来であればもっとやりたいこともあるということもあろうかと思いますが、金額が決められている中でやりくりしている状態ですので、この利用料金制度に変わり、今の指定管理者がそのまま引き継ぐのかどうか分かりませんが、実際、こうしたいという意見があれば、許されることであれば可能な限り協力して、利用促進について一緒に進めていくことは十分考えて

いるところです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 議案第58号資料その2で伺います。定員2人、4人、6人とありますけれども、2人部屋に1人で来られる方も万が一いらっしゃるかもしれません。1人が2人部屋を利用した場合の料金の違いを設けるのか、考え方について伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） あくまでもこちらは1人当たりの上限額を設定しておりますので、例えば繁忙期とか閑散期などによって違いをつけるのか、その辺はあくまでも指定管理者の判断になると思います。こちらのほうでは今何とも言えないかなとは思いますが、いずれにせよ何らかの形で差はつけるのだろうとは考えております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。板橋美保委員。

○委員（板橋美保） 改正後、利用者に対してどのぐらいの期間を取った形で周知していくのか、それとも、もう変わった時点で金額を出していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） 当然、その辺は極力前もってお知らせする必要があるのかなとは思っています。ただ、実際スケジュール的には、令和7年12月の議会で指定管理者について上程する形になると思うので、料金設定についてはその後になると思います。なかなかどのくらい期間があるのかというのは難しいところではあるのですが、決まり次第、何らかの形でやはり皆さんにはお知らせする必要があるだろうなどは捉えているところです。

○委員長（千葉栄幸） 板橋美保委員。

○委員（板橋美保） そうしますと、利用者といういろいろな方、県外の方とかも利用していくと思うのですが、まずもって市民に対して早急に周知をするのかどうか、また全般の周知なのか、その辺内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（守 正樹） まず市民の方には当然、使用料から利用料金に

変わり、料金もこうなりましたということは早急にお示しする必要があると思います。当然、その後の収入に関わってきますので、市外の方に対しても、ホームページだけなのか、ほかの何かSNSでお知らせするのか、これからはなりますけれども、広く情報発信はすべきだろうなと思っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 名取市サイクルスポーツセンター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 土地の売払いについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 土地の売払いについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 土地の売払いについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。板橋美保委員。

○委員（板橋美保） 売払い後の操業等のスケジュール感が分かればお知らせください。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 現在、建築着手等についてまだ具体的なことは伺っておりませんが、操業開始については令和9年度を目指し進めているということです。

○委員長（千葉栄幸） 板橋美保委員。

○委員（板橋美保） それでは、雇用に関して分かる範囲内で教えていただければと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 今お聞きしている状況でお答えいたします。操業開始時に100名、2年目100名、3年目100名、合わせて300名の採用ということをお伺っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 合わせて300名ということでしたけれども、その方々は現地採用になるのかどうか教えていただければと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 現地採用ということで伺っております。

○委員長（千葉栄幸） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） そうすると、300名が車で来られるのかと想定するところですが、工場の操業がスタートしてから交通量とか増加することが考えられると思いますが、その辺の対応とかは考えていらっしゃるのかどうかについて伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、建設部長。

○建設部長（村上 諭） 今ちょうどダム道路の切替え、道祖神愛島台線、そちらが令和8年度に供用開始の予定になっておりますので、交通量増に対してはそちらの道路で補完できるのではないかと考えているところです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 土地の売払いについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第58号から議案第61号までの4か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時22分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

次に、付議事件の（5）陳情第2号 市道元木上余田線の道路拡幅に関する陳情を議題といたします。

陳情1か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案1か件について、書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（長谷川和紀） 〔委員会調査報告書（案）に基づき、説明をなした〕

○委員長（千葉栄幸） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時27分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時28分 散会

令和7年6月16日

建設経済常任委員会

委員長 千葉 栄幸